平成２６年（フ）第３号
宮城県白石市緑が丘２番２―106号
破産者　山形すみ子
1　決定年月日　平成26年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部

平成２５年（フ）第３９号
福島県南会津郡南会津町木伏字権現堂1198番地、前住所福島県南会津郡南郷村大字木伏字権現堂1198番地
破産者　芳賀　博一
1　決定年月日　平成26年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２６年（フ）第１００号
群馬県伊勢崎市南千木町1797番地15
破産者　下田　和彦
1　決定年月日　平成26年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第１６７号
群馬県前橋市北代田町592番地３
破産者　渡邉　信吉
1　決定年月日　平成26年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第１６８号
群馬県前橋市北代田町592番地３
破産者　渡邉志保子
1　決定年月日　平成26年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第２１９３号
神奈川県藤沢市石川２丁目３番地の14　ベルスクェア503号室、開始決定時の住所神奈川県藤沢市石川645番地の15
破産者　村田　直之
1　決定年月日　平成26年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１２６８号
神奈川県鎌倉市植木708番地５
破産者　鈴木　留次
1　決定年月日　平成26年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２０３号
新潟市南区白根古川15番地９、住民票上の住所新潟市南区白根東町１丁目９番17号
破産者　田中　正秋
1　決定年月日　平成26年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３号
新潟県佐渡市国分寺104番地
破産者　鶴間　良一（クック嫁っ子）
1　決定年月日　平成26年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所佐渡支部

平成２６年（フ）第６５号
長野県千曲市大字屋代3143番地３　県住高ヶ原団地２―304
破産者　篠原とし子
1　決定年月日　平成26年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

平成２６年（フ）第３３号
岐阜県大垣市世安町１丁目43番地３　サニーコートＫ　Ａ棟Ａ202
破産者　豊田　敬二
1　決定年月日　平成26年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２５年（フ）第５９３号
静岡市駿河区中島159番地の５
破産者　牧野　彰夫
1　決定年月日　平成26年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第４８１号
静岡県沼津市岡宮1339番地の９、住民票上の住所静岡県沼津市大岡3243番地の３
破産者　吉川　正明
1　決定年月日　平成26年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第６５号
静岡県沼津市大岡2211―１　シティハイツオオタケＢ―202号室、前住所静岡県沼津市大岡774番地の２　アーバンシティ沼津大岡206
破産者　マカパガル　マリエータ　カバニラ
1　決定年月日　平成26年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第１３８号
静岡県伊東市鎌田1237番地の60
破産者　大竹志ずゑ
1　決定年月日　平成26年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第１７５号
静岡県沼津市下香貫楊原750番地の14、前住所静岡県三島市長伏558番地　エンゼルハイム長伏112
破産者　佐藤　吉秋
1　決定年月日　平成26年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第１７６号
静岡県沼津市下香貫楊原750番地の14、前住所静岡県三島市長伏558番地　エンゼルハイム長伏112
破産者　佐藤久美子
1　決定年月日　平成26年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第１８６号
静岡県田方郡函南町柏谷1204番地の44
破産者　岡村　久枝
1　決定年月日　平成26年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第１３５６号
滋賀県守山市石田町222番地
破産者　石田　廣司
1　決定年月日　平成26年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係